

平成25年（ワ）第515号，第1476号，第1477号

原告 遠藤行雄 外

被告 国，東京電力株式会社

第38準備書面

(損害総論補充 田畑・山林原野の損害)

2015（平成27）年10月30日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 福 武 公 子

同 中 丸 素 明

同 滝 沢 信
外

【はじめに】

田畑は農家にとっては米や野菜などを生み出す生産財であり，山林原野は林業家にとってはヒノキやマツやスギなどを生み出す生産財である。財産権は憲法29条により保障された権利であり，公共の福祉のために収用される場合には，損失は完全に補償されるものとされている。まして，被告国と被告東電の共同不法行為によって財産を奪われた場合には，その賠償は完全なものでなくてはならない。田畑や山林原野は先祖代々受け継がれてくることが多く，取引事例は極めて少ないのである

から、損害額の算定にあたっては、取引事例を比較する方法はそれほど有効ではない。むしろ、田畑が毎年生み出す収益が毎年続くものとしたり、ヒノキやスギやマツが生長して生み出す収益のサイクルが永遠に続くものとして損害額を算定する収益還元法の方が有効である。

第1 田畑や山林原野にかかる「完全賠償」の在り方

1 原賠法と不法行為法

(1) 原賠法

原賠法により原子力事業者が負うべき責任の範囲は、原子炉の運転等により及ぼした「原子力損害」である（同法3条）。本件原発事故においては、被告東京電力は原賠法による責任と一般不法行為法による責任を重疊的に負うべきところ、財物損害のみに限っていえば、その損害の範囲については、原賠法による損害賠償請求権の範囲と一般の不法行為に基づく損害賠償請求権の範囲とはほとんど重なるものと考えられる。

(2) 不法行為法

不法行為に基づく損害賠償制度は、「被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とする」（最判平成5年3月24日大法廷民集47巻4号3039頁）とされているように、不法行為法の目的・機能は、原状回復にある。また、1987（昭和62）年に執筆された「損害賠償の方法」（加藤一郎，ジュリスト886号86頁）においては、「損害賠償は、被害者を被害発生前と同等の財産状態及び生活環境に復せることを目的とする」とされ、生活環境の回復が損害賠償の目的に含まれることが記述されている。損害賠償の機能は、発生した損害について原状回復を実現するところに存在する。

2 国家賠償法に基づく損害賠償は「完全賠償」である

(1) 国家補償（損失補償と損害賠償）

国又は地方公共団体等の行政作用によって生じた損害または損失の補填は国家補償と呼ばれるが、国家補償は損失補償と損害賠償に分類される。損失補償は土地の収用や田畑・山林原野の買収のように、適法行為に基づき生じた場合の損失の補填であり、社会的な公平負担の実現を理念とする。これに対して損害賠償は、不法・違法行為に基づく損害の補填であり、個人的・道義的責任主義を基礎とする。

(2) 損失補償における財産権保障と「正当な補償」

損失補償の基本原理は、「公平の原理」「財産権保障の原理」「公共の福祉の原理」とされている。このうち、財産権保障の原理は憲法29条1項に「財産権はこれを侵してはならない」と規定されているとおり、個々の国民はその財産権について国家による侵害を受けないことを保障され、また、私有財産制が制度的に保障されていることを意味する。

ただ、財産権は、憲法29条3項によって「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」とされているように、「公共の福祉」によって制約されているが、その代償は「正当な補償」である。

「正当な補償」とは何か、に関し、「相当補償説」と「完全補償説」があるとされているが、土地収用法による補償に関しては、最高裁は「土地収用法における損失の補償は、特定の公益上必要な事業のために土地が収用される場合、その収用によって当該土地の所有権者等が被る特別な犠牲の回復をはかることを目的とするものであるから完全な補償、すなわち、収用の前後を通じて被収用者の財産価値を等しくならしめるような補償をすべきものであり、金銭をもって補償する場合には、被収用者が近傍において被収用地と同等の代替地を取得することを得るに足りる金額の補償を要する」（最判昭和48年10月18日民集27巻9

号1210頁)と述べて、原状回復を目指した完全補償説を採っている(甲ニ17・40号証)。

(3) 損失補償における「完全な補償」の具体例

ア 評価における考慮要素

完全な補償は、生ずる損失はすべて補償されることであるから、居住用不動産については、土地・建物・外構・工作物・立木・庭園等のすべてである。田畑や山林原野については、土地および立木・立毛(成育中の農作物)のすべてである。

物の価格を評価する際には、①その物の製造・生産にどのくらいの費用がかかっているか(費用性)、②その物がどの位の値段で取引市場において流通されているか(市場性)、③その物を利用することによりどれだけの収益(便益)が得られるか(収益性)を考慮する必要がある。これをもとにして、不動産の評価には、①原価法、②取引事例比較法、③収益還元法の3種類が考えられている。

イ 原価法

原価法は、例えば対象が不動産であれば、建物とその敷地のように、価格時点における対象不動産の再調達原価を求め、その再調達原価について原価修正という価値の減少分の控除を行って対象不動産の資産価格を求める手法であり、再調達原価とは「対象不動産を価格時点において再調達することを想定した場合において必要とされる適正な原価の総額」(不動産鑑定評価基準、国土交通省)である。

しかし、土地収用法で考えられている土地は、土地収用を行っても、その近隣に同等の土地が存在するために、被収用者にその土地を斡旋しうることが前提とされている。従って、土地再調達価格としては、土地の標準的な取得価値に、標準的な宅地造成費と付帯費用を加味する程度で足りるのである。

しかし、本件原発事故により、福島第一原発から遠く離れて住まざるを得な

い避難者が避難先において土地を取得する場合には、再調達価格としては当該避難先の土地の価格を基準とするのが、「正当な損失補償」ないし「完全な賠償」の考え方であると理解すべきである。

ウ 取引事例比較法

取引事例比較法は、通常の任意売買を比較して参考にするものであり、市場性があるものについては合理性がある。しかし本件原発事故のように、損害が広範囲に及び、かつ本件原発事故以前に居住していた土地建物や田畑・山林原野のような、取引事例が少なく、かつ市場性があまり存在しないケースについては、参考にならない。

エ 収益還元法

対象不動産が将来生み出すであろうと期待される純収益の現在価値の総和を求めることにより当該不動産の価格を決める方法を収益還元法と呼ぶ。

田畑など、農家が生計を立てていく上で必須の資産であり、かつ、取引は農地法による規制等があつてほとんど行われていない場合には、有効な評価方法となる。

田畑 1 m²の価値は以下のように計算する（甲ニ 17・40～41 号証）。

R：平均純利益。 1 年を単位として、全体の「農業粗収入」から全体の「農業経営費」を控除し、土地の面積で除して求める。「農業粗収入」とは、農産物の販売収入、自家消費分相当その他の収入の合計額とする。「農業経営費」は、種苗費、肥料費、諸材料費、水利費、防除費、建物費、農機具費、畜力費、雇用労働費、自家労働費、賃料料金、公租公課その他の経費の合計とする。

r：還元利回り 年利率 4 % を標準とする。

総収入 = 1 年目の平均純利益 + 2 年目の平均純利益 + 3 年目の平均純利益
+

$$= R(1/(1+r) + 1/(1+r)^2 + 1/(1+r)^3 + \dots)$$

$$=R / r$$

(4) 国家賠償法による賠償のあり方

国や地方公共団体の不法・違法行為によって損害を受ける場合には、「公共の福祉」という概念を考慮する必要はないから、損失補償における「完全補償」の場合よりも、より強い意味で「完全な賠償」がなされるべきである。

第2 田畑

1 被告東電の算定方法

被告東電は、プレスリリース2013年「田畑にかかる財物賠償に関するご請求手続きの開始について」（平成25年11月29日）において、一般の田畑の場合、「（社）福島県不動産鑑定士協会の調査結果に基づく評価額単価に対象地の面積を乗じて時価相当額とする」としている。調査結果とは、「近隣地域や類似地域で実際に取引された田畑の事例を多数収集して適切な事例を複数選択し、それらの事例と基準値との、土地の要件（地域要因）等を比較して、単価を決定する」ことである。

福島県の地元誌である福島民報（甲二17・52号証）が報道したところによれば、政府と被告東電は、2013（平成25）年8月、田畑の賠償基準を定めたとされている。それによれば、例えば浪江町については、10アール（1000㎡）あたり、田は「420円～1200円」、畑は「300～1100円」とされ、大きな幅がある数値である。

しかし、田畑の取引事例はとても少ない。売却しようとする農家は、後継者がいない等の理由で田畑を手放そうとするのであり、購入しようとする者は、大規模化を図ろうとする業者であろうが、農業への算入は様々な規制のためになかなか困難であり、算入希望者はとても少ない。従って、取引があった場合の取引

価格は非常に低いのが現状である。

2 収益還元法による算定が少なくとも全国平均価格で買収すべきである。

(1) 田畑を所有している原告らは、長年にわたって農業に従事してきたか、または農業に従事しようとして田畑を取得したものである。田畑を売却するつもりは全く無かったであるから、低迷する取引価格を参考にした賠償金額の提示には全く納得できない。

原告らは、第8準備書面において、農地の全国平均価格を10アール（1000㎡）あたり134万円とし、また第4準備書面の17の1においては、収益還元法で計算して、10アール（1000㎡）あたり148万3900円と算定した。

(2) 本件原発事故が起きてまもなく、農業者が被告東電に損害賠償請求をするに当たっては、被告東電が要求する「期待所得」を決める必要があった。そこでJAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会は、JA新ふくしま、たむら、ふたば、そうまの4つのJA管内で、避難により作付けできない農家を対象とし、避難農家が被告東電に損害賠償請求を行うための統一基準（期待利益）を明らかにした。

米、野菜、果樹の賠償単価を10アール（1000㎡）単位で品目毎に設定したのである。米穀の期待所得は過去3年間の国・県の統計を、野菜と果実は県がまとめた2007（平成19）年のデータを基本とし、品目毎に売上額から費用を差し引き、減価償却費を加えて算出した。米は10アール（1000㎡）当り、「59,356円」と計算された。その額を作付け面積に掛けて賠償額を算定することになった（甲二17・53号証）のである。

この「期待所得」をもとに収益還元法で計算すれば、10アール当たりの価値は

$$\begin{aligned}\text{収益} &= 1\text{年目の純利益} + 2\text{年目の純利益} + 3\text{年目の純利益} + \dots \\ &= 1\text{年間の期待収益} / \text{利回り} = 59,356 / 0.04 = 1,483,900\text{円}\end{aligned}$$

つまり「10アール（1000㎡）あたり、148万3900円」が田に対する賠償額となる。実際の売上高から種籾その他の経費を差し引いた期待所得が判明するケースであれば、収益還元法で計算すべきである。

（3）畑についても、田と同様の賠償をすべきである。

第3 山林原野

1 森林に係る損害賠償の考え方

（1）森林の経済的機能と公益的機能

我が国においては、森林は面積で約2510万ヘクタールと国土の約67%を占めており、①木材をはじめとする林産物を生産する経済的機能と、②国土保全、水源のかん養、自然休養等の公益的機能の二つを持ち、国民経済と社会に深く結びついている。現在、政府において決定されている「全国森林計画」（平成20年閣議決定）は、森林が有する多面的な機能の高度発揮に対する国民の期待に応えるため、森林林業基本計画にさだめる「水源かん養」「産地災害防止／土壌保全」「快適環境形成」「保健・レクリエーション」「文化」「生物多様性保全」「木材等生産」の各機能毎に森林整備や保全の基本計画を明らかにしている。都道府県知事は、全国森林計画を適正円滑に達成するために、流域毎に森林計画区を定めた「地域森林計画」を定めている。

例えば、双葉郡浪江町は「磐城森林計画区」の一部を構成しており、同計画区の中には、森林組合が4つある。森林組合は、森林組合法に基づき設立された法人であり、「森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資する」ことを目的としており、農業における農業協同組合のような存在である。

(2) 保安林の機能

「保安林」は、森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第25条に基づき、農林水産大臣が重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が特に指定するもの）内に存在する森林で、「水源のかん養」「土砂の流出の防備」「土砂の崩壊の防備」などを目的として、保安林に指定されたものである。

これに対して不動産登記上の「地目：山林」は、「耕作の方法によらないで竹木の生育する土地」のことであり、「地目：原野」は、「耕作の方法によらないで雑草、灌木類の生育する土地」のことである。従って、保安林は、山林や原野のうち、上記目的を達成するために農林水産大臣が指定した土地である。なお保安林は、都道府県も指定することができる。

保安林として指定された森林の所有者などは、上記公共目的を達成するために、立木の伐採など一定の行為について制限を課され、植栽の義務も課されるので、固定資産税は免除され、相続税は軽減され、損失補償がなされることになっている。

(3) 評価の方法

従って、森林の損害を評価するにあたっては、経済的機能と同時に公益的機能をあわせて評価すべきである。

森林所有者や立木所有者は「森林国営保険」を掛けることがある。森林組合は、複数集まって地域森林組合を結成し、それが集まって、全国森林組合連合会を結成する。立木に関する保険については、全森連共済保険と国営保険の二つがあったが、2002（平成14）年に全森連共済が引き受けを停止し、国営保険に移行したため、現在では国営保険1本となっている。

森林は、30年～50年、場合によっては100年以上と長期間にわたって下草刈りや間伐などを行って生育を見守ることになるので、立木の評価は土地の価値とは別個独立に考えられる。保険金額は、1ヘクタールあたり、杉は、1林齢では101万円、6林齢では212万円、26年以上30年以下の林齢では、279万円、61年以上の林齢では346万円の保険金額とされている。檜の場合には、1林齢では101万円、6林齢では212万円、と杉と同じであるが、26年以上30年以下の林齢では、299万円、66年以上の林齢では604万円と、高額になっている。広葉樹の場合には、1林齢では58万円、6林齢では93万円、26年以上30年以下の林齢では131万円と、杉や檜と比較して低い保険金額とされている。

保険加入率が1984(昭和59)年には32.2%であったものが、2009(平成21)年には13.3%と低くなっているのは、材木価格が低落し、掛金をかけ続けることが困難となったためである。然し現在、「森林・林業再生プラン」が進展し、間伐材の利用等が高まると、加入率が高くなると期待されている(甲ニ17・54号証)。

2 原告らは、第8準備書面において、次の様に主張した。

(1) 用途林地の地価について

用途林地の平成23年の都道府県地価調査に基づく全国の土地(572地点。)の平均価格は、10アールあたり26万3216円である。

(2) 森林国営保険法の保険金額について

森林については、森林火災等の事由による損害の填補のため、森林国営保険法が定められている。人工林で森林火災等が生じた場合、施行令別表第2により樹種、林齢ごとに標準となる保険金額が定められている。

これら保険金額の標準の平均金額を算出すると、1ヘクタールあたり212

万6585円、10アールあたり21万2659円である。

- (3) 従って、山林については取引事例に乏しいこと等を加味しても、山林の価格は、少なくとも農地価格の10パーセントである10アールあたり13万4000円を下らないというべきである。

3 被告東電の算定方法

被告東電は、プレスリリース2014年「宅地・田畑以外の土地および立木に係る財物賠償について」（平成26年9月18日）において、「時価相当額の算定に用いる単価については、（社）福島県不動産鑑定士協会に評価を依頼しております」と述べ、その評価方法は田と同様、「近隣地域や類似地域で実際に取引された事例を多数収集して適切な事例を複数選択し、それらの事例と基準値との、土地の要件（地域要因）等を比較して決定する」とするが、山林の土地単価については公表していない。もっとも、取引事例はとても少ないので、取引価格が低くなるのは当然のことであろう。

また被告東電は、立木については、「人工林については1㎡あたり100円、天然林については1㎡あたり30円」とする。

4 原告らは、土地と立木に分けて請求する。

- (1) 第8準備書面においては、山林原野の土地に対する賠償理由と立木に対する賠償理由を並列して土地に関する賠償請求額を主張していた。

本書面では次の様に分けて主張することとする。

- (2) 土地について

請求額は、10アールあたり少なくとも農地の10分の1である13万4000円であり、場所や周辺事情によってそれよりも高価な土地であれば、それに応じて請求額を定める。

- (3) 立木について

ヒノキ、スギ、マツなどの人工林であれば、保険金額にならって10アール当たり20万円（1㎡あたり200円）とし、天然林であれば、10万円（1㎡あたり100円）とする。

5 地目：原野でも立木が無いことが明らかでない場合は山林として立木の賠償も請求する。

（1）不動産登記法上の山林と原野の異同

不動産登記法の地目は「……田，畑，宅地……池沼，山林，牧場，原野，墓地，…保安林…公園，雑種地」と23種類に分かれており，原野は「耕作の方法によらないで雑草，灌木類の生育する土地」とされている。つまり，「農業・林業としての利用には適していない等の理由で，人の手が加えられずに，雑草や灌木などが生えるままの状態で，長年放置されてきた土地」のことである。

（2）しかし地目が原野というのは，土地の登記制度が出来た明治時代に原野であったというに過ぎない。山林原野を所有している原告らは，山林と原野の区別無く，その努力によって，ヒノキ，スギ，マツなどを植栽し，育生してきた。地目「原野」であっても，いちいち登記中の地目変更を行う意味がないからそのままにしているだけである。

（3）被告東電は，「立木については，請求があれば，地目『山林』および『保安林』については，定型賠償を支払う。しかし『原野』については，立木がないと考えられるので支払わない」と主張する。

しかし，山林と原野については，前述したとおり，所有者が自らの努力によって立木を植栽し育生してきた場合には，その区別に差異がない立木についても賠償対象とすべきである。

以 上